

令和6年度 千葉市第3子以降の学校給食費無償化制度について

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間における千葉市立学校の学校給食費を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が 毎年度ごとに必要 となります。

前年度無償化の適用を受けた場合でも、令和6年度分として改めて申請いただく必要がありますので、恐れ入りますが対象となる方は以下の案内にそってお手続きをお願いします。

無償化の対象となる保護者

令和6(2024)年度は、以下の①から④を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

なお、無償化となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 平成30(2018)年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が千葉市立小学校・中学校(中等教育学校前期課程を含む)・特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等(就学奨励費を除く。)で学校給食費の支援を受けていない。
(ただし、現在申請中である場合は、本無償化も併せて申請いただきますよう、お願いします。)
- ④ 令和5年度以前の学校給食費の滞納が無い。(完納後に申請をお願いします。)

申請方法のご案内

電子申請の場合

申請は便利なちば電子申請サービスをぜひご利用ください

無償化ホームページ★(右のQRコードまたは下記URL参照)より、案内にそって申請してください。なお、電子申請では①申請書(裏面)・②保険証(表面)の画像添付が必要となります。



★HPはこちら

書面申請の場合

- ① 「第3子以降学校給食費減免申請書(令和6年度用)」を世帯で1枚、必要事項に記入しご用意ください。
なお、お子さまの学校・学年は令和6(2024)年4月時点(随時申請は申請時点)でご記入ください。
- ② 申請書に記載されたお子さまの内、令和6年4月時点(随時申請は申請時点)で千葉市立小・中・中等教育・特別支援学校に在籍していない子の、有効な健康保険証表面の写し(コピー)を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
※添付の際は、保険証記載の各種番号が見えないよう、マスキングをお願いします。
マスキングの方法については、ホームページ★に申請書記入例の掲載がありますので、ご確認ください。
- ③ 個人情報保護・書類脱落防止のため、お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をしてください。
- ④ 封筒表面に第3子以降の対象となる子の学年・氏名、保護者名及び「令和6年度 給食費減免申請書」を明記してください(学校へ直接提出する場合。郵送の場合はお子さまの学年・氏名の記載は不要です。)
- ⑤ 裏面の申請期限をご確認の上、④で封筒表面に記入した子の通う学校に、申請書を入れた封筒を提出してください。
裏面に記載の保健体育課に郵送又は直接提出することも可能です。なお、郵送による申し込みの場合、受領書の発送は行いませんので、到達確認を希望される方は簡易書留等をご利用ください。

千葉市 第3子

検索

(Information in English and Chinese is also available below.)

★URL: <https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/03-3ikoukyusyokuhimusyoku.html>

(裏面へ)

令和6年4月(年度初回の請求分)から無償化の適用を受ける場合の申請

年度初回の請求分から無償化の適用を受ける場合は、下記の期日までに申請をお願いします。

① 扶養している子に小・中学校新1年生がいない世帯 : 令和6(2024)年3月29日(金)まで

② 扶養している子に小・中学校新1年生がいる世帯 : 令和6(2024)年4月9日(火)まで

※ 第3子以降が新1年生のみで、学校へ申請書を提出する場合は、該当の子が令和6年度から新たに通学する学校へご提出ください。

随時申請 (令和6年度最終申請期限: 令和7(2025)年2月28日(金)※)

上記の期日を過ぎて無償化の要件を満たしている場合は、速やかに申請をお願いします。

毎月20日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに受け付けた申請について、認定された場合は、翌月の口座振替(請求)より無償化が適用されます(遡及認定となった場合は、過納分の給食費を後日還付します)。

※令和6年度最終申請期限までに申請がない場合は、本年度の無償化がされないためご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たしていれば無償化の対象となる可能性があります。

…市外から転入してきた …扶養する子(小学生以上)が増えた

…未納分の給食費を完納した …生活保護・就学援助を受けられなくなった

※申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記保健体育課までお問い合わせください。

決定通知

審査の結果を記載した決定通知書は、以下のとおり配付します。

○当初申請分: 令和6(2024)年6月ごろ

○随時申請分: 申請書提出から1~2か月程度 ※いずれも申請に不備等が無かった場合

無償化が認定されたお子さまは、対象期間の学校給食費については請求されません。

ただし、学校給食費等の納入を口座振替により行っている場合は、学校給食費を除いたスポーツ共済掛金、学校徴収金のみ引き落としが発生することがありますのでご注意ください。

食物アレルギー等により学校給食の提供を受けていない場合

第3子以降のお子様が、食物アレルギー等やむを得ない理由により学校給食の提供を受けておらず、学校へ代替食を持参している場合※にも、本無償化の申請をお願いします。本無償化が認定され、要件を満たした場合、完全給食費との差額分の給付について後日ご案内いたします。

※下線部に該当し、令和5年度の給付案内が届いていない場合には、令和6年2月末までに下記までお問い合わせください。

【制度ホームページ: <https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyusyokusagaku.html>】

年度途中で申請内容の変更が生じた場合

無償化の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合(扶養している子の人数に変更があった場合など)は、速やかに学校給食費減免状況変更届(ホームページよりダウンロードすることができます。)をご提出ください。ご不明点等あれば、下記保健体育課までご連絡ください。

お問い合わせ先 千葉市教育委員会保健体育課 公会計班 (電話: 043-245-5909)

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟10階